

韓国の国籍法改正 —限定的な重国籍の容認—

海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 改正の背景

II 改正の経緯

1 外国人政策委員会

2 国家競争力強化委員会

3 立法予告

4 政府提出案確定

III 国会での審議

IV 改正法の概要

おわりに

翻訳：「国籍法」

国籍法一部改正法律新旧対照表

はじめに

我が国の法務省の説明によると、国籍とは

「人が特定の国の構成員であるための資格」⁽¹⁾である。国籍取得の方法は国により異なっているため、先天的に（出生時に）、あるいは後天的に（帰化や外国人との婚姻などの理由により）重国籍となる場合があり、我が国にも多くの重国籍者が存在すると言われている⁽²⁾。しかし、我が国の国籍法では原則的に重国籍を認めておらず、「国籍唯一の原則」⁽³⁾の立場から、国籍選択制度により、20歳に達する前に重国籍になったときは22歳に達するまでに、20歳に達した後に重国籍になったときは、その時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならない。他方、近年諸外国では1997年に採択された「ヨーロッパ国籍条約」をはじめ、重国籍容認へ向けた動きが見られ⁽⁴⁾、我が国においても様々な観点から重国籍容認についての議論が行われている。国籍法の規定に対する最高裁の違憲判決⁽⁵⁾に端を発する2008年の国籍法改正⁽⁶⁾の際に

(1) 法務省「国籍Q&A」〈<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a01>〉以後、インターネット情報はすべて2010年6月30日現在である。

(2) 大山尚「重国籍と国籍唯一の原則～欧州の対応と我が国の状況～」『立法と調査』No.295, 2009.8, pp.113-114. 〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20090801103.pdf〉によると、我が国の重国籍者数には諸説あるが、およそ40万人から50万人程度いると推定される。なお、本稿では2つ以上の国籍を有していることについて「重国籍」、そのような状態にある者について「重国籍者」という語を使用する。ただし、必要に応じて韓国で使われている「二重国籍（者）」又は「複数国籍（者）」という語も使用する。

(3) 1930年に国際連盟で採択された「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」（国籍法抵触条約）では、すべての人は1つの国籍を有するべきで、無国籍や重国籍は無くすべきであるという「国籍唯一の原則」が示されており、我が国も同条約に署名している（ただし批准はしていない）。

(4) 諸外国の動向については、岡村美保子「重国籍—我が国の法制と各国の動向」『レファレンス』634号, 2003.11, pp.56-63. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200311_634/063403.pdf〉を参照。

(5) 最高裁判所大法廷判決平成20年6月4日。日本国民の父と日本国民でない母の間に生まれた非嫡出子が出生後に父から認知された場合において、「父母の婚姻」があったときに限り、日本国籍の取得を認める国籍法第3条第1項の規定が、憲法第14条第1項（法の下での平等）に違反すると判断された。

(6) 「国籍法の一部を改正する法律」（平成20年12月12日法律第88号）。国籍法第3条を最高裁判決の趣旨に沿って改正し、同条の国籍取得要件を緩和するとともに、虚偽の国籍取得の届出に対する罰則を設けた。改正の概要については、秋山実「国籍法の一部を改正する法律の概要（特集・国籍法の改正）」『ジュリスト』No.1374, 2009.3.15, pp.2-9.を参照。

は、国籍法改正に伴い、重国籍者が増加することが予想されたため、衆議院と参議院それぞれの法務委員会で可決された附帯決議に、我が国における重国籍のあり方について検討することが盛り込まれた⁽⁷⁾。また2008年11月に自民党法務部会国籍問題に関するプロジェクトチームの座長であった河野太郎衆議院議員が、「座長私案」⁽⁸⁾として条件付きで重国籍を認める案を提示したことがある。現在の政権与党である民主党は『民主政策集INDEX2009』で「重国籍容認へ向け国籍選択制度を見直します」⁽⁹⁾と重国籍容認の姿勢を明確にしているが、現時点では重国籍容認へ向けた具体的な動きはまだ見られない。

一方、韓国では2010年5月4日、限定的に重国籍を認める改正国籍法が公布された。我が国と同様、韓国の国籍法も重国籍を防ぐために国籍選択制度を導入していたが、今回の改正で、出生時に重国籍となった場合や、配偶者が韓国人である外国人が韓国籍に帰化した場合などに対象者を限定した上で、国内で外国籍を行使⁽¹⁰⁾しないという誓約を行うことを条件に、外国籍を放棄しなくても韓国籍を保有できるようにしたものである。本稿では、韓国の国籍法が改正された背景、改正の経緯、国会での審議過程、

改正国籍法の概要について述べる。末尾に改正国籍法の全訳、今回改正の対象となった条文の新旧対照表を付す。

I 改正の背景

韓国では、重国籍を認めない法制度を一貫して堅持してきたとされる⁽¹¹⁾。1948年に制定された当初の国籍法では重国籍の防止が徹底されていなかったが、1962年の第1次改正で外国人が韓国に帰化した場合は、6か月以内に原国籍を放棄しなければならないと規定され、1963年の第2次改正では、6か月以内に原国籍を放棄しなかったときは韓国籍を喪失する旨の規定が設けられた。その後、出生による重国籍者などに対しては、法務部の「二重国籍者に対する業務処理指針」により国籍選択を求める等の措置が講じられていた。

今回の改正以前に行われた最も大きな改正は、1997年に行われた全面改正である。父系血統主義から父母両系血統主義へ移行し、それに伴う重国籍者の増加に対応するため、我が国が1984年の父母両系血統主義への法改正の際に導入した国籍選択制度と同様の制度が取り入れられた⁽¹²⁾。重国籍者については、20歳に達する前

(7) 附帯決議の内容については、衆議院は「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu3D5D0B630FC1F4CB4925750500314BCA.htm〉、参議院は「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/170/f065_120401.pdf〉を参照。

(8) 「座長私案」2008.11.12. 河野太郎公式ブログ 〈<http://www.taro.org/2008/11/post-465.php>〉

(9) 「国籍選択制度の見直し」『民主政策INDEX2009』〈<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/07.html#国籍選択制度の見直し>〉

(10) 外国籍を行使するとは、外国籍を有していることを理由に国民の義務を免れたり、外国籍に伴う権利を行使することを指す。一例として、大学入学試験の外国人枠への応募などが挙げられる。

(11) 정인섭 (チョン・インソプ) 「이중국적에 관한 한국의 법과 정책」(二重国籍に関する韓国の法と政策) 『이중국적문제에 관한 법리적 검토』(二重国籍問題に関する法理的検討) 2004.5, p.131. 同書は法務部(省)の委託研究である。以後、法務部やその下部組織である出入国・外国人政策本部の資料は、特に断りがない限りすべて法務部サイト 〈<http://www.moj.go.kr/HP/MOJ03/index.do?strOrgGbnCd=100000>〉 及び出入国・外国人政策本部サイト 〈<http://www.immigration.go.kr/HP/TIMM/index.do?strOrgGbnCd=104000>〉 による。なお、韓国の国籍法の概要については정인섭前掲論文のほか、奥田安弘・岡克彦『在日のための韓国国籍法入門』明石書店、1999.を参照。

に重国籍になったときには、22歳に達するまでに、20歳に達した後に重国籍になったときは、その時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないという規定が新たに設けられた。

これまで韓国において、重国籍容認が全く試みられなかったわけではない。過去、金泳三（キム・ヨンサム）政権下で重国籍容認について検討されたことがあった。ただし、この時は国民感情などを考慮した結果、実現には到らなかった。韓国では重国籍が一部上位層の特権や兵役忌避などの不正と結び付けられ、否定的なイメージで語られることが通例であり、重国籍に否定的な国民世論が、議論を妨げる要因になっているともいわれる¹³⁾。2005年には、遠征出産¹⁴⁾による重国籍者は兵役義務を履行しなければ韓国籍を離脱（外国籍を選択）できない旨の法改正も行われた。

その後、韓国社会が急激な少子高齢化や外国人の急増に直面したことで、政府内で重国籍容認の是非が再び議論の俎上に載せられることに

なった。韓国は2000年以降の直近10年間で、合計特殊出生率が2000年の1.47から2009年の1.15へ低下する一方、登録外国人数は2000年の21万249人から2009年の87万636人へと4倍以上に拡大した¹⁵⁾。2009年の不法滞在者を含めた在留外国人数は116万8477人に達しており、人口の約2.3%を占めるに到っている。非熟練労働者や結婚移民者¹⁶⁾を中心とした外国人の急増や、急激な少子高齢化による人口減少への懸念から、外国人政策が大きな国政課題となり¹⁷⁾、外国人の社会統合や移民の受入れに関する議論が活発化する中、改めて重国籍容認について政府レベルでの検討が開始されたのである。今回の国籍法改正は、この政府レベルでの検討が契機となって結実した。

II 改正の経緯

1 外国人政策委員会

今回の国籍法改正の起点となったのは、2007年10月に外国人政策委員会が当時の盧武鉉（ノ

12) 出生による重国籍者に対する国籍留保制度や法務部長官（我が国の法務大臣に相当）による催告制度は導入されなかった。国籍選択期間内に国籍を選択しなかった場合は、自動的に韓国籍を喪失すると規定された。

13) 석동현 (ソク・トンヒョン) 「이중국적에 관한 각국의 입법동향과 한국의 대응모색」(二重国籍に関する各国の立法動向と韓国の対応模索) 『이중국적문제에 관한 법리적 검토』前掲注(1), p.176.

14) 遠征出産とは、一般には子に外国籍を取得させる目的で、外国で出産することを指す。その外国が出生地主義を採用している国であれば、出生によりその外国の国籍を取得することができ、子は出生による重国籍者となる。改正国籍法では遠征出産について広義と狭義の二つの定義を定めているが、この点については後掲注(47)を参照。

15) 合計特殊出生率は「산모의 연령별 출산율 및 합계출산율」(産母の年齢別出生率及び合計出生率) 国家統計ポータル(<http://kosis.kr/nsportal/>)による。登録外国人数は出入国・外国人政策本部「2000년도 출입국 통계연보」(2000年度出入国統計年報)、及び「2009년 외국인 출입국자 15.5%증가로 사상 최대 기록」(2009年外国人出入国者15.5%増加で史上最大記録) 法務部『報道資料』2010.1.9.による。

16) 結婚移民者とは、韓国人と婚姻関係にあったか、婚姻関係にある在韓外国人を指す語である。保健福祉家族部が2009年に行った「全国多文化家族実態調査」によると、結婚移民者数は約13万人おり、90%以上が女性である。「다문화가족 부부 간 연령차·학력차 크나, 결혼이민자의 가족관계 만족도는 우리나라 평균보다 높아」(多文化家族の夫婦間年齢差は大きい、結婚移民者の家族関係満足度は我が国平均より高い) 保健福祉家族部『報道資料』2010.3.17. (http://www.mw.go.kr/front/al/sal0301ls.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403) なお、多文化家族とは結婚移民者及びその子等で構成される家族のことであり、多文化家庭ともいう。

17) 近年の韓国の外国人政策の概要については、宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界』no.797, 2009.11, pp.239-250. 及び白井京「韓国における外国人政策の現状と今後の展望—現地調査をふまえて」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.159-176. (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/243/024307.pdf>) を参照。

・ムヒョン) 大統領主宰で開催した第2回外国人政策会議である。外国人政策委員会とは、2007年5月に外国人統合政策の基本法として制定された「在韓外国人処遇基本法」¹⁸⁾において、外国人政策に関する主要事項の審議・調整を行う目的で国務総理の下に設置された委員会である。同法では法務部長官が関係中央行政機関の長と協議して、5年毎に外国人政策に関する基本計画を策定しなければならないとされており、第2回会議ではその策定に先立って中長期の外国人政策の基本方向について政府内の認識共有がなされた¹⁹⁾。

基本方向を定めるにあたっての前提となる、今後の政策環境の変化について、①少子高齢化により経済活動人口が減少²⁰⁾するため、移民門戸の拡大の必要性がさらに高まること、②グローバル化や技術革新によって国家間の人の移動が頻繁になり、優秀な人材の誘致競争が激化するため、優秀な人材の誘致と流出防止のための政策の必要性がさらに高まること、③結婚移民者などの増加により移民者数は増加し続けるため、移民者の社会統合の必要性がさらに高まること確認された。これらを踏まえ、中長期の外国人政策の基本方向として「外国人

と共生する開かれた社会の実現」というビジョンの下、①開放的な移民受け入れを通じた国家競争力の強化、②質の高い社会統合、③秩序ある国境管理、④外国人の人権擁護という4つの目標が設定された。この会議において、今後の韓国の移民政策は、優秀な人材の誘致、移民の受け入れによる経済活動人口の確保を通じた国家競争力の強化という側面と、外国人の社会統合や人権擁護の側面を車の両輪として進めていくという基本方向が確認されたのである。

さらに会議では上述の基本方向を前提に、別途討論課題として「限定的な複数(二重)国籍容認問題」が取り上げられ、討論された。これまでの否定的な国民世論によって政府内でも議論が進んでいなかった重国籍容認について多様な意見がまとめられたが、とりわけ兵役義務を履行した者と、帰化する優秀な外国人の重国籍容認の検討の必要性が議論された。

法務部内では2005年に「国籍制度研究タスクフォース」を結成し、同年12月に報告書をまとめるなど、内部的には検討を重ねていたが²¹⁾、この会議での討論を起点に、重国籍容認について、政府全体で本格的な検討が開始された²²⁾。

18) 在韓外国人処遇基本法の概要については白井京「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生」『外国の立法』No.235, 2008.3, pp.135-145. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/235/023504.pdf>>を参照。

19) 第2回外国人政策会議の詳細については「중장기 외국인정책 기본방향 논의 및 ‘07~’ 08 중점과제확정」(中長期外国人政策基本方向の論議及び‘07~’08重点課題確定)法務部『報道資料』2007.10.25.を参照。なお、第1回外国人政策会議は2006年5月に開かれているが、宣元錫「韓国の「外国人基本法」と「統合政策」の展開」『法律時報』81巻3号, 2009.3, p.79.によると、「韓国政府が外国人政策会議という公式の場を設定して移民政策を議論したのはこれが初めて」であったという。

20) 「장래인구추계결과」(将来人口推計結果)統計庁『報道資料』2006.11.21. <http://www.kostat.go.kr/board_notice/BoardAction.do?method=all_list&board_id=70&kind_id=2&catgrp=nso2009&catid1=k04_0000&catid2=k04b_0000>によると、15歳から64歳までの生産年齢人口割合は2016年以降減少に転じ、総人口も2020年から減少に転じるとされており、またOECDの統計でも韓国の人口は2020年に増加率がマイナスに転じることが予想されている。

21) 国籍制度研究タスクフォースで議論された内容については出入国・外国人政策本部『대한민국 국적제도의 개선방안-보충적 출생지주의와 제한적 이중국적 용인을 중심으로』(大韓民国国籍制度の改善案-補完的出生地主義と限定的二重国籍容認を中心に)を参照。

22) 外国人政策に関する基本計画はその後、2008年12月17日の外国人政策委員会で、限定的な重国籍容認を含んだ「第1次外国人政策基本計画」として審議、確定された。

2 国家競争力強化委員会

2008年2月、盧武鉉政権の次に発足した李明博（イ・ミョンバク）政権は、前政権からの重国籍容認に向けた流れを引き継ぎ、優秀な人材の確保による経済成長の実現というビジョンの下、大統領直属の諮問機関である国家競争力強化委員会で、具体的な検討を開始した。2008年4月30日に開かれた李明博大統領主宰の第2回国家競争力強化委員会会議²³では、韓国人留学生の海外残留などによる頭脳流出と兵役義務履行者の減少や、優秀な外国人が帰化を断念する状況を改善する必要があること²⁴、限定的な重国籍容認について国民世論が比較的肯定的になっていること²⁵、現に多数の重国籍者が存在していること²⁶を前提に、重国籍容認の範囲を兵役義務履行者と優秀な外国人（①案）、①案に兵役免除者と兵役義務のない女性を追加（②案）、①案に一定期間（例えば2年）社会奉仕を行った兵役免除者と兵役義務のない女性を追加（③案）の3案に分けて比較検討を行った（優秀な外国人以外はすべて非自発的な外国籍取得者に限る）。その上で、公聴会の開催などを通

じた国民世論の集約を同年7月に行い、それを反映させた国籍法改正案の立案を同年11月に行うという具体的日程を定めた。

この結果を受ける形で、法務部は同年5月に「国籍法改正特別分科委員会」を立ち上げるとともに、同年7月22日に「国籍制度改善のための政策討論会」を開催した。この時点での政府の方針は、①出生時又は後に非自発的に外国籍を取得した者で、兵役義務を履行したもの、②優秀な外国人を優先的に検討し、それ以外の重国籍のタイプについては、国民世論の動向を見ながら今後議論していくというものであった²⁷。ところが、討論会では重国籍容認に対する否定的な意見のみならず、容認する場合でも優秀な外国人の定義、兵役免除者や兵役義務のない女性の扱い、優秀と認められた外国人以外の外国人労働者、結婚移民者、海外養子（幼少時に海外へ養子に行った者）が対象外であることへの異議など、様々な意見が提起された²⁸。結局、予定されていた11月の国籍法改正案の立案は見送られ、さらに検討が重ねられることになった。

²³ 第2回会議の報告資料については「위원회2차보고자료」(委員会第2回報告資料) 国家競争力強化委員会 (<http://www.pcnc.go.kr/nccusr/m03/PolyView.aspx?seq=2&page=1>) を参照。その中の「글로벌 고급인력 유치 방안」(グローバル高級人材誘致案) が重国籍容認に関する内容である。

²⁴ 法務部「귀화 및 국적업무 관련 통계자료」(帰化及び外国籍業務関連統計資料)によると、2000年から2008年8月の間に韓国に帰化した者は54,279人、韓国籍を喪失した者は172,353人である。また法務部、出入国・外国人政策本部『국적법개정안 공청회 자료집』(国籍法改正案公聴会資料集) 2009.8, p.29.によると、2004年から2009年7月の間で国籍選択制度により韓国籍を選択した重国籍者は493人、反対に外国籍を選択した重国籍者は6,558人であり、10倍以上の開きがある。なお、『국적법개정안 공청회 자료집』については、法務部サイトから見つけることができなかつたため、公聴会に参加した市民団体「새사회연대」(新社会連帯)のサイト (http://www.n society.org/prg_board_jaryo/view.php?pageNo=1&bbs_code=policy_pds&no=6461) から入手できるものを利用した。

²⁵ 会議では限定的な重国籍の容認に56.9%が賛成した世論調査が取り上げられているが、逆の結果を示している調査もある。「[MKPoll] 네티즌 65% “이중국적 안된다”」([MKPoll] ネットユーザー 65% 「二重国籍だめ」) 『매일경제신문』(毎日経済新聞) 2008.5.8. (<http://news.mk.co.kr/outside/view.php?year=2008&no=299860>) によると、政府の限定的重国籍容認案に64.9%が容認してはいけないと回答している。

²⁶ 法務部によると、韓国の重国籍者数は2008年12月時点で51,559人である。ただしこれは国内に生活基盤があり、国民処遇の届出か外国人登録を行っている者のみの数である。法務部「規制影響分析書検討」2009.6. (2009年5月立法予告時の資料)

²⁷ 「법무부, ‘국적제도 개선을 위한 정책토론회’ 개최」(法務部、「国籍制度改善のための政策討論会」開催) 法務部『報道資料』2008.7.21.

翌2009年3月の第11回国家競争力強化委員会会議で、再び重国籍容認について議論されたが、重国籍容認の範囲の拡大については最終的に国民的な合意を得るのが難しいと判断され、まずは理解を得られやすい帰化する優秀な外国人について認め、その後、国民世論に合わせて漸次範囲を拡大していく方向で立案を進める方針が固められた²⁹⁾。

3 立法予告

2009年5月、法務部が国籍法改正案の提出について立法予告を行った³⁰⁾。第11回国家競争力強化委員会会議での議論を踏まえ、重国籍容認の範囲は、国益に寄与する優秀な外国人、韓国に特別な功労がある外国人³¹⁾及び海外養子に限定された。ところが、重国籍容認の範囲について、この後大幅に拡大する方向で再検討されることになった。その理由として、法務部は2つ

の理由を挙げている³²⁾。1つは結婚移民者などの社会的マイノリティーに対しても、社会統合や人権尊重の観点から重国籍を認めるべきであるという意見が多数出されたことである。法務部が同年8月に再度開催した公聴会においても、結婚移民者やその子どもなどへも重国籍を認めるべきであるという意見が出されていた³³⁾。もう1つは政府内から少子高齢化社会への対応策として、重国籍容認の範囲を拡大する必要性が提起されたことである。同じ時期に大統領直属の諮問機関である未来企画委員会が、少子高齢化対策案の策定を進めており、11月の低出生率総合対策の発表を前にして、同委員会と法務部は重国籍容認の範囲の拡大について再検討を行ったとされる³⁴⁾。その後法務部は5月の立法予告を撤回し、11月に重国籍容認の範囲を大幅に拡大した新たな案を立法予告するとともに、同委員会も11月の第1回低出生率対応戦略会

²⁸⁾ 討論会で提起された意見については、法務部, 出入国・外国人政策本部『국적제도 개선을 위한 정책토론회』(国籍制度改善のための政策討論会)2008.7.22.を参照。なお、『국적제도 개선을 위한 정책토론회』については、法務部サイトから見つけることができなかつたため、討論会に参加した市民団体「새사회연대」(新社会連帯)のサイト(<http://www.nociety.org/prg_board_jaryo/view.php?pageNo=2&bbs_code=policy_pds&no=5919>)から入手できるものを利用した。

²⁹⁾ 「국적제도 개선방안」(国籍制度改善策)国家競争力強化委員会(<<http://www.pcnc.go.kr/nccusr/m03/PolyView.aspx?seq=33&page=1>>)これに関しては、国籍法改正特別分科委員会が、国内では重国籍者を国民としてのみ処遇する原則を適用し、重国籍容認の範囲を拡大する改善案を作成していたが、国家競争力強化委員会の方針により範囲が縮小されてしまったという報道もある。「〈'복수국적' 진단〉 전문가들 “대폭확대해야”」(〈'複数国籍' 診断〉 ②専門家ら「大幅に拡大すべき」)『연합뉴스』(聯合ニュース)2009.9.13.<<http://www.yonhapnews.co.kr/>>

³⁰⁾ 立法予告の内容は、法務部サイトの「立法予告」(<http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_04/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_40203000&strFilePath=moj/&strNbodCd=foru0002>)に掲載されているものを利用した。なお、立法予告とは、政府が法案を国会に提出する前に、その法案を準備した行政庁が、あらかじめその内容を国民に周知し、国民の意見を反映させるために行う行政手続法に定められた予告である。

³¹⁾ 国籍法施行令(大統領令)第6条によると、韓国に特別な功労がある外国人とは、本人、配偶者、直系尊属又は直系卑属が韓国政府から勲章、褒章又は表彰を受けた事実がある者や、本人が経済、社会、文化など様々な分野で韓国の国益に寄与した者等を指す。

³²⁾ 「조선일보 “이중국적자, 군대 갔다오면 인정키로” 보도 (10.19자) 관련 법무부 설명」(朝鮮日報「二重国籍者、軍隊に行ったら認めると」報道(10.19付)関連法務部説明)法務部『説明資料』2009.10.19.

³³⁾ 「“복수국적 허용, 결혼이민자까지 확대 필요”」(「複数国籍容認、結婚移民者まで拡大必要」)『법률신문』(法律新聞)2009.9.2.<<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?kind=&serial=48650>>

³⁴⁾ 「정부 이중국적 규제완화 검토」(政府二重国籍規制緩和検討)『연합뉴스』(聯合ニュース)2009.10.19.<<http://www.yonhapnews.co.kr/>>

議³⁵⁾において、重国籍容認の範囲拡大を含む「韓国人を増やすプロジェクト」を盛り込んだ対応戦略を政府に提示した。

法務部が新たに行った11月の立法予告では、重国籍容認について5月の立法予告で定められた範囲に加え、国内で外国籍を行使しないという誓約を行うことを条件に、韓国で出生しかつ父又は母が韓国で出生した者（2世代にわたる国内出生者）又は韓国で出生した後20年以上継続して住所がある国内長期居住外国人（いずれも主な対象は在韓華僑）、結婚移民者、結婚移民者の子どもを含めた出生による重国籍者などへ拡大された。さらに附則で、改正前の国籍法の規定により韓国籍を自動的に喪失した者も、韓国籍を再取得できるという救済措置が盛り込まれた。「2世代生地主義」（2世代にわたる国内出生者に国籍取得を認める立法主義）を含んだ部分的な出生地主義³⁶⁾が導入された画期的な内容であったが、国会へ提出する前の段階で、重国籍容認の範囲にさらなる修正が加えられ、次に見るように、国内長期居住外国人は対象から外されてしまった。

4 政府提出案確定

2009年11月の立法予告案は、国会提出前の関係省庁との調整や法制処（我が国の内閣法制局に相当）での審査を経て12月22日に国务會議を通

過し、政府案として確定した³⁷⁾。その過程で、重国籍容認の範囲にさらに修正が加えられた。対象から外れたのは①先天的重国籍者のうち、遠征出産により出生したことが明らかな者、②結婚移民者のうち、婚姻関係が継続していない時に帰化した者（離婚や死別など）、③国内長期居住外国人である。①については兵役忌避を防ぐという理由から、②については国際結婚の離婚率が高い現状では、家族解体を促進するとの理由から、③については兵役義務を履行しなくてもよいなど無条件で重国籍を認めるのは時期尚早との理由から、それぞれ除外された。

一方、外国人との結婚、外国人との養子縁組及び外国人による子の認知により非自発的に外国籍を取得した者並びに父母や配偶者が自発的に外国籍を取得した者でその外国の法律や制度により非自発的に外国籍を取得したものが、新たに重国籍容認の対象に加えられた³⁸⁾。これは、海外養子などとのバランスが考慮された結果である。政府の「国籍法一部改正法律案」³⁹⁾は同年12月29日に国会に提出された。

III 国会での審議

法律案は2009年12月30日に法制司法委員会に付託され、翌2010年2月16日の第287国会において同委員会に上程された⁴⁰⁾。審議に先立って

³⁵⁾ 第1回低出生率対応戦略會議については「저출산 대응 전략회의」(低出生率対応戦略會議) 未来企画委員會 <http://www.future.go.kr/01.activity/02_Activity_broadcast.php?mode=view&tID=41> を参照。

³⁶⁾ 国籍制度研究タスクフォースでは、ドイツ式の部分的な出生地主義についても議論されており、メンバーの間で共感を持って受け止められていたという。이철우(イ・チョルウ)「정부의 국적법개정안에 대한 분석과 비판」(政府の国籍法改正案に対する分析と批判)『국적법개정안 공청회 자료집』前掲注24, p.53.

³⁷⁾ 「복수국적 허용범위 확대를 골자로 한 국적법개정안, 국무회의 통과-이른바 원정출산이 명백한 사람들은 복수국적 허용대상에서 제외-」(複数国籍容認範囲拡大を骨子とした国籍法改正案、国务會議を通過-いわゆる遠征出産が明白な人々は複数国籍容認対象から除外-) 法務部『報道資料』2009.12.12.

³⁸⁾ 11月の立法予告案においても、これら非自発的に外国籍を取得した韓国人は、重国籍容認の範囲に含まれると解することができるようにも思われるが、『報道資料』同上 pp.6-7.の記述に従った。

³⁹⁾ 「국적법 일부개정법률안」(国籍法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3> なお、法律案、検討報告書、審査報告書、制定法の条文等は、韓国国会の立法統合知識管理システム <<http://likms.assembly.go.kr/>> による。

行われた専門委員による検討報告の中で、優秀な外国人と結婚移民者に関して次のような問題点が指摘された⁽⁴¹⁾。優秀な外国人については、重国籍を容認したとしても、帰化の誘引となる効果に限界があるのではないかという点⁽⁴²⁾、一度韓国籍を放棄して外国人になった後、再び優秀な外国人と認められれば重国籍が認められるため、遠征出産による出生者などに恩恵を与える制度に転落する危険があるという点が問題とされた。さらに優秀の基準についても、大統領令で客観的で公正な基準を定めるよう努力することが求められた。

結婚移民者については、婚姻関係を維持している結婚移民者にのみ重国籍を認めることが問題とされた。配偶者の死亡、失踪など、自己に責任がない事由により婚姻関係が維持できなくなった者や、婚姻関係が維持できなくなった者で、未成年の子を養育している者の方が、婚姻関係を維持している者よりも重国籍を必要としており、重国籍を認めるのが望ましいという意見もあるとの指摘がなされた。

専門委員の報告の後、未来希望連帯の盧喆來(ノ・チョルレ)議員から、一度韓国籍を放棄

して外国人になった後、再び優秀な外国人と認められれば重国籍が認められるのかという検討報告書の指摘と同様の点について問いただされると、李貴男(イ・グィナム)法務部長官は個別の審査の過程で遠征出産であることが判明した場合は認めない旨の答弁を行った。

法案はその後法案審査第1小委員会に付託され、重国籍容認の範囲に関して若干の修正が加えられた⁽⁴³⁾。改正前の国籍法の規定により国籍を喪失した者への救済措置の範囲が拡大され、自動的に韓国籍を喪失した者だけでなく、外国籍を放棄した者へも救済措置が取られることになった。これは韓国籍を自動的に喪失した者への救済措置とのバランスをとるためである。この規定については、4月19日の法制司法委員会で修正案を表決する際、民主党の李春錫(イ・チュンソク)議員から、一部の特権層を利することにならないよう、大統領令や施行過程で制度的仕組みを整えるよう求める意見が出され、李貴男長官は万全を期すと答弁した⁽⁴⁴⁾。

修正法案は同年4月21日の第289国会第8回本会議に上程された⁽⁴⁵⁾。救済措置に関する修正案について、民主労働党の李正姫(イ・ジョン

(40) 「第18代国会第287回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(臨時会議録)第2号」<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/287/pdf/287ba0002b.PDF>

(41) 「국적법 일부개정법률안 검토보고」(国籍法一部改正法律案検討報告)<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3>

(42) その理由は「通常複数国籍を有する人々は、自国よりよい環境の先進国に進出しようとする傾向があるため、我が国が複数国籍を容認したとしても、優秀な外国人を迎え入れるのに限界がある」と説明されている。この点は従来から指摘されており、2009年7月の公聴会でも「我が国が「複数国籍」容認というインセンティブを与えたとしても、外国の優秀な人材がどの程度それを魅力的なものと受け止めるかは非常に疑問がもたれる状況」と指摘されていた。이혜경(イ・ヘギョン)「결혼이민자 및 그 자녀의 복수국적 용인을 건의하며」(結婚移民者及びその子女の複数国籍容認を建議して)『국적법개정안 공청회 자료집』前掲注(24), p.61. 韓国政府は2002年、在留期間の更新が不要で就業に制限のない「永住」の在留資格を新設したが、外国から新たに優秀な人材を受け入れ、定住させる方向には必ずしも結びついていない。外国人が韓国への定住を避ける理由として、在留資格よりも、言語、教育、医療といった定住インフラの未整備を指摘する意見もある。최홍(チェ・ホン)「다문화사회 정착과 이민정책」(多文化社会定着と移民政策)『CEO 인포메이션』(CEOインフォメーション)第756号, 2010.5.19, p.13. <http://www.seri.org/db/dbReptL.html?g_menu=02&s_menu=0202>

(43) 「국적법 일부개정법률안 심사보고서」(国籍法一部改正法律案審査報告書)<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3>

(44) 「第18代国会第287回国会(臨時会)法制司法委員会会議録(臨時会議録)第3号」<http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/289/pdf/289ba0003b.PDF>

ヒ) 議員から、過去に韓国籍を選択せず、外国籍を選択した一部の特権層への恩恵であるとの異議が出された。これに対し与党ハンナラ党の孫範奎(ソン・ボンギョ)議員が、出生による重国籍者は必ずしも一部上流層や特権層というわけではなく、留学生や商社の駐在員などの子ども、多文化家庭の子どもも含まれており、重国籍を認めることは、むしろ社会統合に寄与す

るものであり、上流層や特権層を念頭に置いたものではないと反論した。

改正案は同日採決が行われ、投票総数192票のうち賛成156票、反対19票、棄権17票の賛成多数で可決された。改正法は同年5月4日に公布され、一部の条項については公布と同時に施行された。全面的な施行は翌2011年1月1日からである。

重国籍容認の範囲の変遷表

対象者	旧法	5月 立法予告案	11月 立法予告案	政府提出案	新法
出生による重国籍					
狭義の遠征出産	×	×	○	×	×
狭義の遠征出産以外	×	×	○	○	○
改正前の国籍選択不履行者	×	×	○	○	○
改正前の韓国籍選択者	×	×	×	×	○
国籍取得による重国籍					
(外国籍→韓国籍取得)					
外国人(功労あり・優秀)	×	○	○	○	○
結婚移民者(婚姻維持)	×	×	○	○	○
結婚移民者(婚姻破綻)	×	×	○	×	×
国籍回復者(功労あり・優秀)	×	×	○	○	○
国籍回復者(海外養子)	×	○	○	○	○
国籍回復者(65歳以上永住)	×	×	○	○	○
2代にわたる国内出生者	×	×	○	×	×
国内出生後20年以上継続居住	×	×	○	×	×
外国籍放棄が困難な者	△	○	○	○	○
(韓国籍→外国籍取得)					
外国人との婚姻	×	×	×	○	○
外国人との養子縁組	×	×	×	○	○
外国人による認知	×	×	×	○	○
父母又は配偶者の外国籍取得	×	×	×	○	○

(注) 重国籍の容認に際し必要な要件は対象者や時期によって異なる。詳細については、それぞれの条文を参照されたい。狭義の遠征出産の定義については、後掲注(47)を参照。また、韓国人が外国籍を取得する場合は、非自発的な取得に限り重国籍が認められる。なお、旧法では、当該外国の法律や制度により、当該外国籍を放棄できない場合は、「外国国籍放棄覚書」に当該外国の旅券等を添付して申請すれば、当該外国籍を放棄したものとみなされた。奥田・岡 前掲注(11), pp.95-101.を参照。

(出典) 旧法、立法予告案、政府提出案、改正法の条文等を基に筆者作成。

(45) 「第18代国会第289回国会(臨時会)国会本会議会議録(臨時会議録)第8号」
 (http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/289/pdf/289za0008b.PDF)

IV 改正法の概要

今回の主な改正点は、対象者の範囲を定めた上で、国内で外国籍を行使しないという誓約を行えば、重国籍を認めるとしたところにある。それに伴って重国籍者の法的地位についても定められた。なお、それ以外にも人道上の理由などから、いくつかの大幅な改正が行われている。以下、改正部分の概要について説明する⁴⁶⁾。

・優秀な外国人に対する帰化要件の緩和（第7条）

一般的に外国人が帰化する場合は、5年以上継続して大韓民国に住所があることなどの要件を備えていなければならないが、優秀な外国人を誘致・確保するため、改正後は科学などの特定分野において優秀な能力により国益に寄与すると認められれば、これらの要件を備えていなくても帰化できるとする条項が新設された。

・韓国籍取得者の外国籍放棄義務の緩和（第10条）

改正前は外国人が韓国に帰化した場合は、6か月以内に外国籍を放棄しなければならず、放棄しない場合は韓国籍を喪失すると規定されていた。改正後は放棄義務の期間が短すぎるとして6か月から1年に延長するとともに、対象者を定めて限定的に重国籍を認める条項を新設した。国内で外国籍を行使しないという誓約を行えば、外国籍を放棄することなく韓国籍を保有できるようになり重国籍が認められる。対象者は以下のとおりである。

① 韓国人と婚姻した状態で韓国に2年以上居

住している者か、韓国人と婚姻した状態で韓国に1年以上居住していて婚姻後3年以上経過している者（変遷表の「結婚移民者（婚姻維持）」に該当）。帰化した時に韓国人の配偶者と婚姻が継続していることが条件である。

② 外国人で韓国に特別の功労がある者又は国益に寄与すると認められた優秀な者。優秀の基準は、別途大統領令で定める（変遷表の「外国人（功労あり・優秀）」に該当）。

③ 韓国籍の回復を許可された者で韓国に特別の功労がある者又は国益に寄与すると認められた優秀な者（変遷表の「国籍回復者（功労あり・優秀）」に該当）。優秀かどうかの基準は、②と同様に別途大統領令で定める。

④ 未成年であった時に外国人と養子縁組し海外で生活している者で、韓国籍の回復を許可されたもの（変遷表の「国籍回復者（海外養子）」に該当）。

⑤ 永住のために満65歳以上で帰国し、韓国籍の回復を許可された者（変遷表の「国籍回復者（65歳以上永住）」に該当）。これは外国籍の在外同胞（韓国系外国人）を対象にしたものである。外国籍の在外同胞については、すべてが対象になっているのではなく、上記の永住帰国の場合か、韓国に特別の功労があるか優秀と認められた場合に限定されている。

⑥ 本人の意思にもかかわらず、その外国の法律や制度により外国籍を放棄することが困難な者（変遷表の「外国籍放棄が困難な者」に該当）。このケースについては、改正前においても外国籍を放棄したものとみなす制度が導入されていた。

⁴⁶⁾ 改正法の概要については、前掲注(39)～(41)、(43)～(45)のほか、法務部、出入国・外国人政策本部「개정 국적법 Q&A」(改正国籍法Q&A) 2010.5. 及び同「개정 국적법 추가 Q&A(1)」(改正国籍法追加Q&A(1)) 2010.6. <http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ShowData.do?strNbodCd=noti0301&strWrtNo=2610&strAnsNo=A&strRtnURL=IMM_3030&strOrgGbnCd=104000&strAllOrgYn=Y> を参照。

・重国籍者の用語変更と法的地位(第11条の2)

改正前は韓国籍と外国籍の両方を有している者を「二重国籍者」と定義していたが、「二重国籍者」という用語が否定的なイメージを持っているという理由から、改正後は「複数国籍者」という語に改められた。また限定的に重国籍を容認したことに伴い、重国籍者の法的地位を定める条項が新設された。重国籍者は国内では韓国人としてのみ処遇され、中央行政機関の長が重国籍者を外国人として処遇する内容で法律を制定したり改正したりする場合は、法務部長官との事前協議が必要となる。一方、重国籍者が外国籍を保有した状態では職務を遂行することができない場合は、外国籍を放棄しなければならない。この場合の具体的な職務については、関係法令で別途規定される。

・重国籍者の国籍選択義務(第12条)

改正前は、満20歳に達する前に重国籍になった者は満22歳に達する前に、満20歳に達した後には重国籍になった者は、その時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならなかった。改正後は、第13条に規定された狭義の遠征

出産⁽⁴⁷⁾による出生者を除き、重国籍が認められることになった(変遷表の「狭義の遠征出産以外」に該当)。国籍選択期間内に国内で外国籍を行使しないという誓約を行えば、外国籍を放棄しなくても韓国籍を保有できるようになったのである⁽⁴⁸⁾。ただし、韓国には兵役制度があるため、兵役義務のある男性の場合は、兵役免除者などを除き、兵役義務を履行しなければ重国籍が認められない⁽⁴⁹⁾。政府の検討段階では、兵役免除者や兵役義務のない女性などに重国籍を認める場合は、兵役の代わりとなる社会奉仕活動等を課す案が検討されていたが、改正案には取り入れられなかった。また広義の遠征出産による出生者は、兵役免除者や兵役義務のない女性などを除き、兵役義務を履行しなければ外国籍を選択(韓国籍を離脱)することができない。

・重国籍者の韓国籍の選択手続(第13条)

重国籍者が国籍選択期間後に韓国籍を選択する場合は、外国籍を放棄しなければならず、重国籍が認められない。重国籍が認められるのは、国籍選択期間内に韓国籍を選択し、国内で外国籍を行使しないという誓約を行った者に限

⁽⁴⁷⁾ 改正国籍法では遠征出産に関して二つの定義を定めている。一つは「母が子に外国の国籍を取得させる目的で外国に滞在中であったと認められる場合」(第13条第3項)で、最初から子に外国籍を取得させる目的で外国に滞在する狭義の遠征出産である。もう一つは「直系尊属が外国で永住する目的なく滞在している状態で出生した者」(第12条3項)という広義の遠征出産であり、狭義の遠征出産に加えて海外駐在や留学なども当てはまる。「改正国籍法Q&A」同上によると、前者は重国籍容認の範囲から除外するための規定であり、後者は兵役対象者の減少を防ぐための規定である。前者は、たとえ兵役義務を履行したとしても重国籍は認められないが、後者は狭義の遠征出産に当てはまらない限り、兵役義務の履行により重国籍が認められる。

⁽⁴⁸⁾ 外国人との結婚、外国人との養子縁組及び外国人による子の認知により非自発的に外国籍を取得した者並びに父母や配偶者が自発的に外国籍を取得した者でその外国の法律や制度により非自発的に外国籍を取得したものについては、第15条に規定がある。これらのケースについては、外国籍を取得してから6か月以内に、法務部長官に韓国籍を留保する意思を届け出た後、国籍選択期間内に国内で外国籍を行使しないという誓約を行うことにより重国籍が認められる(変遷表の「外国人との婚姻」、「外国人との養子縁組」、「外国人による認知」及び「父母又は配偶者の外国籍取得」に該当)。

⁽⁴⁹⁾ 韓国の兵役制度では、男性は満18歳になる年の1月1日に兵役義務が発生し、兵籍管理が開始される(第1国民役への編入)。なお、現役として軍に入隊することはできないが、戦時勤労召集による軍事支援業務には堪えられると判断された者は第2国民役に編入される。第2国民役に編入された者は、兵役免除者と同様、兵役義務の履行に関係なく重国籍が認められる。第1国民役等の語の意味については、兵務庁サイト「병역 이행 안내 개요 (총괄)」(兵役履行案内概要(総括))(<http://www.mma.go.kr/kor/s_navigation/profile/index.html>)を参照。

られる。また、狭義の遠征出産による出生者についても、外国籍を放棄した場合にのみ韓国籍を選択できるという条項が設けられたため、重国籍が認められない。

・重国籍者の国籍離脱（第14条）

改正前は、重国籍者で外国籍を選択しようとする者は、外国に住所がなくても国籍離脱の届出をすることができたが、改正後は外国に住所がある場合にのみ、在外公館を通じて国籍離脱の届出をすることが可能になった。これは、国内に生活基盤を置いているにもかかわらず韓国籍を離脱することによる社会的な違和感を解消し、国民統合に寄与するとともに、兵役義務を履行すべき人材の流出を防ぐためである。

・重国籍者に対する国籍選択命令（第14条の2）

国籍選択期間内にいずれかの国籍を選択しなかった場合は、改正前は期間が過ぎた時に自動的に韓国籍を喪失すると規定されていたが、人道上の観点から、今回の改正で国籍選択命令制度が新たに導入され、自動的に韓国籍を喪失する規定は削除された。改正法では、法務部長官が国籍選択をしない者に、1年以内にいずれかの国籍を選択することを命じなければならず、この国籍選択の命令を受けても選択しない者は韓国籍を喪失する。

・重国籍者の韓国籍の喪失決定（第14条の3）

限定的に重国籍を容認したことに伴い、法務部長官が重国籍者の韓国籍を喪失させることができる条項も新設された。国家安全保障、外交関係、国民経済などにおいて、国益に反する行

為を行った場合や、社会秩序維持に相当の支障をもたらす行為を行った場合は、韓国籍を喪失することが定められた。ただし、出生により韓国籍を取得した重国籍者は対象外とされた。

・公務員の通報義務（第14条の4）

公務員が職務上、重国籍者を発見した場合に通報義務を課す条項が新設された。通報義務は重国籍者の管理に法的根拠を与えるものである。

・法務部長官の権限の委任（第22条）

法務部長官の権限を委任することができる法的根拠がなかったことから、法務部長官の権限を出入国管理事務所長や出入国管理事務所出張所長に委任することができる条項が新設された。

・過去の国籍選択制度により韓国籍を喪失した者等に対する特例（附則第2条）

改正前の国籍選択制度において、国籍選択をしなかったために自動的に韓国籍を喪失した者と、韓国籍を選択したために外国籍を喪失した者への救済措置が附則で定められた⁵⁰。韓国籍を喪失した者は、改正法の公布日から2年以内に国内で外国籍を行使しないという誓約を行えば韓国籍を再取得でき、重国籍が認められる（変遷表の「改正前の国籍選択不履行者」に該当）。ただし、男性は兵役免除などの場合を除き兵役義務の履行が前提である。外国籍を喪失した者は、改正法の公布日から5年以内にその外国籍を再取得し、取得から6か月以内に国内で外国籍を行使しないという誓約を行えば重

⁵⁰ 法務部によると、改正前に国籍選択をしなかったために韓国籍を喪失した人数は正確に把握していないが、最近3年間で韓国籍を再取得（回復）した人数は年間40～50人前後であり、逆に韓国籍を選択したことにより外国籍を喪失した人数は2000年から2009年の間で583人である。「“법무부, 이중국적 소급 ‘국적법개정안’ 수정추진, “특권층 위한 특혜법” 거센 비난” 보도에 대한 해명」(「法務部、二重国籍遡及「国籍法改正案」修正進め「特権層のための特恵法」激しい非難」報道に対する釈明) 法務部『釈明資料』2009.4.19.

籍が認められる（変遷表の「改正前の韓国籍選択者」に該当）。

上述の救済措置のうち、韓国籍を喪失した者については、あくまで改正前の国籍選択制度において、制度の存在を知らなかった等の理由で国籍選択をしなかったために自動的に韓国籍を喪失した者に対する救済措置であって、自発的に外国籍を取得した者は、改正前と同じく、引き続きその外国籍を取得した時に韓国籍を喪失したものとする。

おわりに

改正国籍法の施行日は当初公布から6か月後とされていたが、国会の審議過程において2011年1月1日に変更された⁵¹⁾。これは重国籍者が従事することができない職務に関連した法令を整備するのに時間が必要であるという理由による。その他にも、優秀な外国人の基準などは別途大統領令で規定することになっている。関連する法令や大統領令での規定、実際の運用のあり方が、今後の重国籍に対する社会的な合意形成に影響を与えるものと思われる。

今回の改正においても、韓国に対する特別な功労や国益に寄与すると認定された場合を除き、国内長期居住外国人、65歳以上の永住帰国者以外の外国籍の在外同胞、結婚移民者に当てはまらない外国人労働者には、依然として重国籍が認められなかった。とりわけ国内長期居住外国人については、11月の立法予告により一旦は対象とされながら、兵役履行義務のない状態で無条件で重国籍を認めるのは時期尚早という

理由で、政府内の審査・調整過程で対象外とされた経緯がある。ただし、今後韓国の移民政策や社会統合政策の進展により、外国人を受け入れる体制が整備されれば、将来的には華僑等の外国人を両親に持つ子どもなど、重国籍容認の範囲がさらに拡大していく可能性がある。今回の国籍法改正が韓国社会にどのような影響を与えるのか、国家の国際競争力の強化という政策目標にどの程度寄与し得るのか、今後の展開が注目される。

韓国は「国籍唯一の原則」を一部緩和し、限定的ながら重国籍を認め、移民を受け入れて韓国社会に定着させる方向へと舵を切った。すでに人口減少社会に移行した我が国においても、外国人の受入れを積極的に進めていこうという動きが見られる。2008年6月に自民党の「外国人材交流推進議員連盟」が、人口の10パーセントを移民が占める「移民国家」を目指す内容を含んだ提言を取りまとめたのはその一例である⁵²⁾。最近では法務省が2010年3月に策定した「第4次出入国管理基本計画」⁵³⁾において、「本格的な人口減少社会が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく」との方針を示している⁵⁴⁾。少子高齢化社会の到来による人口減少と、それがもたらす国力の低下が憂慮されるという状況に、韓国と同様、我が国も直面しており、重国籍の問題は人道的な理由からはもちろん、我が国の将来の方向性を考える上でも、重要な論点となり得る。今後の我が国の国籍法のあり方⁵⁵⁾、外国人

⁵¹⁾ 附則第1条により、国籍選択義務に関する条項など1部の条項は公布と同時に施行された。

⁵²⁾ 「移民受け入れ議連提言」『朝日新聞』2008.6.11.

⁵³⁾ 法務省「第4次出入国管理基本計画」2010.3.

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan40.html)

⁵⁴⁾ 近年の我が国の外国人労働者受入れの姿勢の変化の中に、「入管行政」から「移民政策」への転換を読み取る議論もある。明石純一「「入管行政」から「移民政策」への転換—現代日本における外国人労働者政策の分析—」日本比較政治学会編『国際移動の比較政治学』ミネルヴァ書房, 2009, pp.217-245.

受入れに関する議論に資するためにも、韓国の
動向を注視していく必要がある。

(ふじわら なつと)

⁶⁵⁾ 我が国の国籍法では国籍選択をしない重国籍者に対し、法務大臣が催告できる規定があるが、法務省によると、これまで催告をした例は一度もない。2009年5月12日の第171回国会衆議院法務委員会で、稲田朋美衆議院議員がこの点について、行政の怠慢であり不作為による事実上の重国籍容認ではないかとして政府参考人の倉吉敬法務省民事局長（当時）の見解を求めた。これに対し倉吉民事局長は、催告を行った場合は、本人のみならず親族等関係者にも重大な影響を及ぼすもので慎重に対処する必要があり、法務省としては催告をするまでもなく重国籍が解消されるよう国籍選択制度の周知に努めていると述べている。第171回国会衆議院法務委員会議録第10号 平成21年5月21日 pp.38-39. なお、前掲注(4)では、我が国を事実上、重国籍を黙認している国として言及している。

国籍法

국적법

(一部改正2010.5.4 法律第10275号 施行日2011.1.1)

海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第1条 (目的)
- 第2条 (出生による国籍取得)
- 第3条 (認知による国籍取得)
- 第4条 (帰化による国籍取得)
- 第5条 (一般帰化要件)
- 第6条 (簡易帰化要件)
- 第7条 (特別帰化要件)
- 第8条 (随伴取得)
- 第9条 (国籍回復による国籍取得)
- 第10条 (国籍取得者の外国国籍の放棄義務)
- 第11条 (国籍の再取得)
- 第11条の2 (複数国籍者の法的地位等)
- 第12条 (複数国籍者の国籍選択義務)
- 第13条 (大韓民国の国籍の選択手続)
- 第14条 (大韓民国の国籍の離脱要件及び手続)
- 第14条の2 (複数国籍者に対する国籍選択命令)
- 第14条の3 (大韓民国の国籍の喪失決定)
- 第14条の4 (複数国籍者に関する通報義務等)
- 第15条 (外国国籍の取得による国籍喪失)
- 第16条 (国籍喪失者の処理)
- 第17条 (官報告示)
- 第18条 (国籍喪失者の権利変動)
- 第19条 (法定代理人が行う届出等)
- 第20条 (国籍判定)
- 第21条 (許可等の取消し)
- 第22条 (権限の委任)
- 附則
- 第1条 (施行日)
- 第2条 (国籍選択の不履行により大韓民国の国籍を喪失した者等に対する特例)
- 第3条 (外国国籍の放棄に関する適用例)
- 第4条 (他の法律の改正)

第1条 (目的)

この法律は、大韓民国の国民たる要件を定めることを目的とする。

第2条 (出生による国籍取得)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、出生と同時に大韓民国の国籍を取得する。
 - 1 出生の時に父又は母が大韓民国の国民である者
 - 2 出生前に父が死亡した者で、その死亡の時に父が大韓民国の国民であったもの
 - 3 父母がともに明らかでない者又は国籍がない者で、大韓民国で出生したもの
- ② 大韓民国で発見された棄児は、大韓民国で出生したものと推定する。

第3条 (認知による国籍取得)

- ① 大韓民国の国民でない者 (以下「外国人」という。) で、大韓民国の国民である父又は母により認知されたものが、次に掲げる要件のすべてを備えているときは、法務部長官に届け出ることにより大韓民国の国籍を取得することができる。
 - 1 大韓民国の民法上未成年であること。
 - 2 出生の時に父又は母が大韓民国の国民であったこと。
- ② 第1項の規定により届け出た者は、その届出をした時に大韓民国の国籍を取得する。
- ③ 第1項の規定による届出の手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第4条 (帰化による国籍取得)

- ① 大韓民国の国籍を取得した事実のない外国

人は、法務部長官の帰化の許可を受けて大韓民国の国籍を取得することができる。

- ② 法務部長官は帰化の許可の申請を受けたときは、第5条から第7条までの帰化の要件を備えているかどうかを審査した後、その要件を備えている者に限り帰化を許可する。
- ③ 第1項の規定により帰化の許可を受けた者は、法務部長官がその許可をした時に大韓民国の国籍を取得する。
- ④ 第1項及び第2項の規定による申請手続及び審査等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第5条（一般帰化要件）

外国人が帰化の許可を受けるためには、第6条又は第7条の要件に該当する場合を除き、次の各号の要件を備えなければならない。

- 1 5年以上継続して大韓民国に住所を有すること。
- 2 大韓民国の民法上成年であること。
- 3 品行が端正⁽¹⁾であること。
- 4 自己の資産若しくは技能により、又は生計を同じくする家族に依存して生計を維持する能力があること。
- 5 国語能力、大韓民国の風習についての理解等、大韓民国の国民としての基本的な素養を備えていること。

第6条（簡易帰化要件）

- ① 次の各号のいずれかに該当する外国人で、大韓民国に3年以上継続して住所を有するものは、第5条第1項の要件を備えないときでも、帰化の許可を受けることができる。
 - 1 父又は母が大韓民国の国民であった者
 - 2 大韓民国で出生した者で、父又は母が大

韓民国で出生したもの

- 3 大韓民国の国民の養子で、養子縁組の時に大韓民国の民法上成年に達していたもの
- ② 配偶者が大韓民国の国民である外国人で、次の各号のいずれかに該当するものは、第5条第1号の要件を備えないときでも、帰化の許可を受けることができる。
 - 1 その配偶者と婚姻した状態で大韓民国に2年以上継続して住所を有する者
 - 2 その配偶者と婚姻した後3年が経過し、婚姻した状態で大韓民国に1年以上継続して住所を有する者
 - 3 第1号又は第2号の期間を満たすことができなかつた場合であっても、その配偶者と婚姻した状態で大韓民国に住所を有していた間、その配偶者の死亡又は失踪その他自己に責任のない事由により正常な婚姻生活ができなかつた者で、第1号又は第2号の残余期間を満たし、法務部長官が相当と認めるもの
 - 4 第1号又は第2号の要件を満たすことができなかつた場合であっても、その配偶者との婚姻により出生した未成年の子を養育している者又は養育しなければならない者で、第1号又は第2号の期間を満たし、法務部長官が相当と認めるもの

第7条（特別帰化要件）

- ① 次の各号のいずれかに該当する外国人で、大韓民国に住所を有するものは、第5条第1号、第2号又は第4号の要件を備えないときでも、帰化の許可を受けることができる。
 - 1 父又は母が大韓民国の国民である者。ただし、養子で大韓民国の民法上成年に達した後に養子縁組をした者はこの限りでな

(1) 訳者注：我が国の旧国籍法(明治32年3月16日法律第66号)第7条の規定においても、「品行端正ナルコト」が、帰化の条件の1つとして規定されていた。

- い。
- 2 大韓民国に特別な功労がある者
- 3 科学、経済、文化、体育等の特定分野において非常に優秀な能力を有している者で、大韓民国の国益に寄与するものと認められるもの
- ② 第1項第2号及び第3号に該当する者を定める基準及び手続は、大統領令で定める。
- ③ 第1項の規定により国籍回復の許可を受けた者は、法務部長官が許可をした時に大韓民国の国籍を取得する。
- ④ 第1項及び第2項の規定による申請手続、審査等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑤ 国籍回復の許可による随伴取得に関しては、第8条の規定を準用する。

第8条（随伴取得）⁽²⁾

- ① 外国人の子で大韓民国の民法上未成年である者は、父又は母が帰化の許可を申請するときは、ともに国籍取得を申請することができる。
- ② 第1項の規定により国籍取得を申請した者は、法務部長官が父又は母に帰化を許可したときは、ともに大韓民国の国籍を取得する。
- ③ 第1項の規定による申請手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（国籍回復による国籍取得）

- ① 大韓民国の国民であった外国人は、法務部長官の国籍回復の許可を受けて大韓民国の国籍を取得することができる。
- ② 法務部長官は、国籍回復の許可の申請を受けたときは、その審査後に次の各号のいずれかに該当する者には国籍回復を許可しない。
 - 1 国及び社会に危害を及ぼした事実がある者
 - 2 品行が端正でない者
 - 3 兵役を忌避する目的で大韓民国の国籍を喪失又は離脱した者
 - 4 国家安全保障、秩序維持又は公共の福祉のため、法務部長官が国籍回復を許可することが適当でないとする者

第10条（国籍取得者の外国国籍の放棄義務）

- ① 大韓民国の国籍を取得した外国人で外国の国籍を有している者は、大韓民国の国籍を取得した日から1年以内にその外国の国籍を放棄しなければならない。
- ② 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、大韓民国の国籍を取得した日から1年以内に外国の国籍を放棄し、又は法務部長官が定めるところにより法務部長官に大韓民国で外国の国籍を行使しないことを誓約しなければならない。
 - 1 帰化の許可を受ける時に第6条第2項第1号若しくは第2号又は第7条第1項第2号若しくは第3号のいずれかに該当する事由のある者
 - 2 第9条の規定により国籍回復の許可を受けた者で、第7条第1項第2号又は第3号に該当すると法務部長官が認める者
 - 3 大韓民国の民法上成年に達する前に外国人と養子縁組をした後、外国の国籍を取得し、外国に継続して居住していて、第9条により国籍回復許可を受けた者
 - 4 外国に居住して、永住する目的で満65歳以後に入国し、第9条の規定により国籍回復の許可を受けた者
 - 5 本人の意思に反して、外国の法令及び制

(2) 訳者注：趙均錫ほか『大韓民国新国籍法解説』日本加除出版，1999，p.141.によると、随伴取得とは、「外国人が帰化または国籍回復により大韓民国国籍を取得する場合、外国の国籍を有する特定の家族に対して、別途の国籍取得手続を要しないで、同時に大韓民国国籍を取得させる制度」を指す。

度により第1項の義務の履行が困難な者
で、大統領令で定めるもの

- ③ 第1項又は第2項の義務を履行しなかった者は、当該各項に規定する期間が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。

第11条（国籍の再取得）

- ① 第10条第3項の規定により大韓民国の国籍を喪失した者が、その後1年以内にその外国の国籍を放棄したときは、法務部長官に届け出ることににより大韓民国の国籍を再取得することができる。
- ② 第1項の規定により届け出た者は、その届出をした時に大韓民国の国籍を取得する。
- ③ 第1項の規定による届出の手續その他必要な事項は、大統領令で定める。

第11条の2（複数国籍者の法的地位等）

- ① 出生その他この法律の定めにより大韓民国の国籍と外国の国籍をともに有することになった者（以下「複数国籍者」という。）は、大韓民国の法令の適用については、大韓民国の国民として外国人でないものとみなす。
- ② 複数国籍者が関係法令により外国の国籍を有する状態で遂行することができない職務に従事しようとするときは、外国の国籍を放棄しなければならない。
- ③ 中央行政機関の長が複数国籍者を外国人と同様に処遇する内容の法令を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ法務部長官と協議しなければならない。

第12条（複数国籍者の国籍選択義務）

- ① 満20歳に達する前に複数国籍者となった者は、満22歳に達する前に、満20歳に達した以

後に⁽³⁾複数国籍者となった者は、その時から2年以内に、第13条及び第14条の規定によりいずれかの国籍を選択しなければならない。ただし、第10条第2項の規定により、法務部長官に大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約した複数国籍者は、この限りでない。

- ② 第1項本文の規定にかかわらず、兵役法第8条の規定により第1国民役に編入された者は、編入された時から3か月以内に、又は第3項各号のいずれかに該当するに至った時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならない。ただし、第13条の規定により大韓民国の国籍を選択しようとするときは、第3項各号のいずれかに該当するに至る前であっても、選択することができる。
- ③ 直系尊属が外国で永住する目的なく滞在している状態で出生した者は、兵役義務の履行に関し、次の各号のいずれかに該当するときに限り、第14条の規定による国籍離脱の届出をすることができる。
- 1 現役、常勤予備役若しくは補充役として服務を終えたとき又は終えたものとみなされるとき。
 - 2 第2国民役に編入されたとき。
 - 3 兵役免除処分を受けたとき。

第13条（大韓民国の国籍の選択手續）

- ① 複数国籍者で第12条第1項本文に規定された期間内に大韓民国の国籍を選択しようとする者は、外国の国籍を放棄し、又は法務部長官が定めるところにより、大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約し、法務部長官に大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。

(3) 訳者注：原文は「満20歳に達した後に」であるが、前掲注(46)「개정 국적법 Q&A」p.2.において「20歳以後に」と解説されているため、それに合わせた。

- ② 複数国籍者で第12条第1項本文に規定された期間後に大韓民国の国籍を選択しようとする者は、外国の国籍を放棄したときに限り法務部長官に大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。ただし、第12条第3項第1号に該当する者は、その該当するに至った時から2年以内に、第1項に定める方式により大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。
- ③ 第1項及び第2項ただし書の規定にかかわらず、出生の時に母が子に外国の国籍を取得させる目的で外国に滞在中であったと認められる場合において、その子は、外国の国籍を放棄したときに限り、大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。
- ④ 第1項から第3項までの規定による届出の受理の要件及び届出の手續その他必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（大韓民国の国籍の離脱要件及び手續）

- ① 複数国籍者で外国の国籍を選択しようとするものは、外国に住所を有するときに限り、住所を管轄する在外公館の長を経由して、法務部長官に大韓民国の国籍を離脱する意思を届け出ることができる。ただし、第12条第2項本文に規定する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者は、第2項本文に規定する期間内又は本人が第3項各号に該当するに至った時以後に限り、届け出ることができる。
- ② 第1項の規定により国籍離脱の届出をした者は、法務部長官が届出を受理した時に大韓民国の国籍を喪失する。
- ③ 第1項の規定による届出及び受理の要件並びに手續その他必要な事項は、大統領令で定める。

第14条の2（複数国籍者に対する国籍選択命令）

- ① 法務部長官は、複数国籍者で第12条第1項

又は第2項に規定された期間内に国籍を選択しなかった者に、1年以内にいずれかの国籍を選択することを命じなければならない。

- ② 法務部長官は、複数国籍者で第10条第2項又は第13条第1項若しくは同条第2項ただし書の規定により大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約した者が、その誓約に著しく反する行為を行ったときは、6か月以内にいずれかの国籍を選択することを命じることができる。
- ③ 第1項又は第2項の規定により国籍選択の命令を受けた者が、大韓民国の国籍を選択しようとするときは、外国の国籍を放棄しなければならない。
- ④ 第1項又は第2項の規定により国籍選択の命令を受けてもこれに従わなかった者は、当該各項に規定する期間が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。
- ⑤ 第1項及び第2項の規定による国籍選択の手續並びに第2項の規定による誓約に著しく反する行為の類型は、大統領令で定める。

第14条の3（大韓民国の国籍の喪失決定）

- ① 法務部長官は、複数国籍者が次の各号のいずれかの事由に該当し、大韓民国の国籍を有することが著しく不適當であると認めるときは、その意見を聞いて大韓民国の国籍の喪失を決定することができる。ただし、出生により大韓民国の国籍を取得した者は、この限りでない。
- 1 国家安全保障、外交関係、国民経済等について大韓民国の国益に反する行為をしたとき。
 - 2 大韓民国の社会秩序維持に相当の支障を及ぼすものとして大統領令で定める行為をしたとき。
- ② 第1項の規定による決定を受けた者は、その決定を受けた時に大韓民国の国籍を喪失す

る。

第14条の4（複数国籍者に関する通報義務等）

- ① 公務員がその職務上複数国籍者を発見したときは、遅滞なく法務部長官にその事実を通報しなければならない。
- ② 公務員がその職務上複数国籍者かどうかを確認する必要があるときは、当事者に質問をし、又は必要な資料の提出を要請することができる。
- ③ 第1項の規定による通報の手続は、大統領令で定める。

第15条（外国国籍の取得による国籍喪失）

- ① 大韓民国の国民で自ら進んで外国の国籍を取得したものは、その外国の国籍を取得した時に大韓民国の国籍を喪失する。
- ② 大韓民国の国民で次の各号のいずれかに該当するものは、その外国の国籍を取得した時から6か月以内に法務部長官に大韓民国の国籍を留保する意思を届け出なかったときは、その外国の国籍を取得した時に遡って大韓民国の国籍を喪失したものとみなす。
 - 1 外国人との婚姻により、その配偶者の国籍を取得することになった者
 - 2 外国人との養子縁組により、その養父又は養母の国籍を取得することになった者
 - 3 外国人である父又は母の認知により、その父又は母の国籍を取得することになった者
 - 4 外国の国籍を取得し大韓民国の国籍を喪失することになった者の配偶者又は未成年の子で、その外国の法令の規定により、ともにその外国の国籍を取得することになったもの
- ③ 外国の国籍を取得することにより大韓民国の国籍を喪失することになった者について、その外国の国籍の取得日が不明であるとき

は、本人の外国旅券が最初に発給された日にその外国の国籍を取得したものと推定する。

- ④ 第2項の規定による届出の手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第16条（国籍喪失者の処理）

- ① 大韓民国の国籍を喪失した者（第14条の規定による国籍離脱の届出をした者を除く。）は、法務部長官に国籍喪失の届出をしなければならない。
- ② 公務員がその職務上大韓民国の国籍を喪失した者を発見したときは、遅滞なく法務部長官にその事実を通報しなければならない。
- ③ 法務部長官は、その職務上大韓民国の国籍を喪失した者を発見し、又は第1項若しくは第2項の規定により国籍喪失の届出若しくは通報を受けたときは、家族関係登録官署及び住民登録官署に通報しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による届出及び通報の手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（官報告示）

- ① 法務部長官は、大韓民国の国籍の取得及び喪失に関する事項が発生したときは、その旨を官報に告示しなければならない。
- ② 第1項の規定により官報に告示すべき事項は、大統領令で定める。

第18条（国籍喪失者の権利変動）

- ① 大韓民国の国籍を喪失した者は、国籍を喪失した時から大韓民国の国民のみが享受することのできる権利を享受することができない。
- ② 第1項に規定する権利のうち、大韓民国の国民であった時に取得したもので譲渡することができるものは、その権利に関する法令に別段の定めがある場合を除き、3年以内に大

韓民国の国民に譲渡しなければならない。

第19条（法定代理人が行う届出等）

この法律に規定された申請又は届出に関し、その申請又は届出をしようとする者が15歳未満であるときは、法定代理人が代わってこれを行う。

第20条（国籍判定）

- ① 法務部長官は、大韓民国の国籍の取得又は保有の有無が明らかでない者に対し、これを審査した後に、判定することができる。
- ② 第1項の規定による審査及び判定の手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第21条（許可等の取消し）

- ① 法務部長官は、偽りその他の不正な方法により帰化した者又は国籍回復の許可若しくは国籍の保有の判定を受けた者に対し、その許可又は判定を取り消すことができる。
- ② 第1項の規定による取消しの基準及び手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第22条（権限の委任）

この法律に規定する法務部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を出入国管理事務所長又は出入国管理事務所出張所長に委任することができる。

附則〈第10275号，2010. 5. 4〉

第1条（施行日）

この法律は、2011年1月1日から施行する。ただし、第12条第1項本文及び第2項並びに第13条の改正規定並びに附則第2条（第3項のうち第14条の2第2項から第5項までに関する事項を除く。）並びに附則第4条第1項の規定は、公布の日から施行する。

第2条（国籍選択の不履行により大韓民国の国籍を喪失した者等に対する特例）

- ① 改正前の国籍法第12条第2項の規定により大韓民国の国籍を喪失した者は、大韓民国に住所を有する状態で、この法律の公布の日から2年以内に外国の国籍を放棄し、又は大韓民国で外国の国籍を行使しないことを誓約し、法務部長官に届出をすることにより大韓民国の国籍を再取得することができる。ただし、男子については、第12条第3項第1号に該当する者に限る。
- ② 改正前の国籍法第13条の規定により外国の国籍を放棄して大韓民国の国籍を選択した者がこの法律の公布の日から5年以内にその外国の国籍を再取得したときは、第15条第1項の規定にかかわらず、その外国の国籍を取得した日から6か月以内に大韓民国で外国の国籍を行使しないことを法務部長官に誓約したときは、大韓民国の国籍を喪失しないものとする。
- ③ 第1項及び第2項の規定による複数国籍者については、第13条第3項及び第14条の2第2項から第5項までの改正規定を準用する。

第3条（外国国籍の放棄に関する適用例）

第10条の改正規定は、この法律の施行前に改正前の国籍法第10条第2項ただし書に規定する者になった者で外国の国籍を放棄しなかったものについても適用する。

第4条（他の法律の改正）

- ① 家族関係の登録等に関する法律の一部を次のように改正する。
 - 第44条第2項第6号中「二重国籍者」を「複数国籍者」に改める。
 - 第98条第1項第1号中「国籍法第13条第1項」を「国籍法第13条」に、「二重国籍者」を「複数国籍者」に改める。

② 在外同胞の出入国と法的地位に関する法律の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「二重国籍者」を「複

数国籍者」に改める。

(ふじわら なつと)

国籍法一部改正法律新旧対照表

海外立法情報課 藤原 夏人

[改正後]

[改正前]

第7条（特別帰化要件）

① 次の各号のいずれかに該当する外国人で、大韓民国に住所を有するものは、第5条第1号、第2号又は第4号の要件を備えないときでも、帰化の許可を受けることができる。

1 [略]

2 [略]

3 科学、経済、文化、体育等の特定分野において非常に優秀な能力を有している者で、大韓民国の国益に寄与するものと認められるもの

② 第1項第2号及び第3号に該当する者を定める基準及び手続は、大統領令で定める。

第10条（国籍取得者の外国国籍の放棄義務）

① 大韓民国の国籍を取得した外国人で外国の国籍を有している者は、大韓民国の国籍を取得した日から1年以内にその外国の国籍を放棄しなければならない。

② 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、大韓民国の国籍を取得した日から1年以内に外国の国籍を放棄し、又は法務部長官が定めるところにより法務部長官に大韓民国で外国の国籍を行使しないことを誓約しなければならない。

1 帰化の許可を受ける時に第6条第2項第1号若しくは第2号又は第7条第1項第2

第7条（特別帰化要件）

① 次の各号のいずれかに該当する外国人で、大韓民国に住所を有するものは、第5条第1項、第2項又は第4号の要件を備えないときでも、帰化の許可を受けることができる。

1 [略]

2 [略]

3 [新設]

② 法務部長官は、第1項第2号に該当する者に帰化を許可しようとするときは、大統領の承認を受けなければならない。

第10条（国籍取得者の外国国籍の放棄義務）

① 大韓民国の国籍を取得した外国人で外国の国籍を有している者は、大韓民国の国籍を取得した日から6か月以内にその外国の国籍を放棄しなければならない。

② 第1項の義務を履行しなかった者は、同項に規定する期間が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。ただし、本人の意思にかかわらず、同項を履行することが困難な者で、大統領令で定める場合に該当するものは、この限りでない。

訳者注：新旧対照表は、2010年5月4日に制定・公布された改正国籍法により改正された条文と、それに該当する改正以前の国籍法の条文との新旧対照表である。国家法令情報センターの「신구조문대비표」(新旧条文対比表) (<http://law.go.kr/LSW/lsSideInfoP.do?lsiSeq=104818&lsId=001435&ancYd=20100504&ancNo=10275&chrClsCd=010202&urlMode=lsOldAndNew>) を基に作成した。

号若しくは第3号のいずれかに該当する事由のある者

2 第9条の規定により国籍回復の許可を受けた者で、第7条第1項第2号又は第3号に該当すると法務部長官が認める者

3 大韓民国の民法上成年に達する前に外国人と養子縁組をした後、外国の国籍を取得し、外国に継続して居住していて、第9条により国籍回復許可を受けた者

4 外国に居住して、永住する目的で満65歳以後に入国し、第9条の規定により国籍回復の許可を受けた者

5 本人の意思に反して、外国の法令及び制度により第1項の義務の履行が困難な者で、大統領令で定めるもの

③ 第1項又は第2項の義務を履行しなかった者は、当該各項に規定する期間が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。

第11条（国籍の再取得）

① 第10条第3項の規定により大韓民国の国籍を喪失した者が、その後1年以内にその外国の国籍を放棄したときは、法務部長官に届け出ることにより大韓民国の国籍を再取得することができる。

② [略]

③ [略]

第11条の2（複数国籍者の法的地位等）

① 出生その他この法律の定めにより大韓民国の国籍と外国の国籍をともに有することになった者（以下「複数国籍者」という。）は、大韓民国の法令の適用については、大韓民国の国民として外国人でないものとみなす。

② 複数国籍者が関係法令により外国の国籍を有する状態で遂行することができない職務に従事しようとするときは、外国の国籍を放棄しなければならない。

第11条（国籍の再取得）

① 第10条第2項の規定により大韓民国の国籍を喪失した者が、その後1年以内にその外国の国籍を放棄したときは、法務部長官に届け出ることにより、大韓民国の国籍を再取得することができる。

② [略]

③ [略]

[新設]

- ③ 中央行政機関の長が複数国籍者を外国人と同様に処遇する内容の法令を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ法務部長官と協議しなければならない。

第12条（複数国籍者の国籍選択義務）

- ① 満20歳に達する前に複数国籍者となった者は、満22歳に達する前に、満20歳に達した以後に複数国籍者となった者は、その時から2年以内に、第13条及び第14条の規定によりいずれかの国籍を選択しなければならない。ただし、第10条第2項の規定により、法務部長官に大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約した複数国籍者は、この限りでない。
- ② 第1項本文の規定にかかわらず、兵役法第8条の規定により第1国民役に編入された者は、編入された時から3か月以内に、又は第3項各号のいずれかに該当するに至った時から2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならない。ただし、第13条の規定により大韓民国の国籍を選択しようとするときは、第3項各号のいずれかに該当するに至る前であっても、選択することができる。
- ③ 直系尊属が外国で永住する目的なく滞在している状態で出生した者は、兵役義務の履行に関し、次の各号のいずれかに該当するときに限り、第14条の規定による国籍離脱の届出をすることができる。
- 1 [略]
 - 2 第2国民役に編入されたとき。
 - 3 兵役免除処分を受けたとき。

第13条（大韓民国の国籍の選択手続）

第12条（二重国籍者の国籍選択義務）

- ① 出生その他この法律の定めにより満20歳に達する前に大韓民国の国籍と外国の国籍をもとに有することとなった者（以下「二重国籍者」という。）は、満22歳に達する前に、満20歳に達した以後に二重国籍者となった者は、その時から2年以内に、第13条及び第14条の規定によりいずれかの国籍を選択しなければならない。ただし、兵役法第8条の規定により第1国民役に編入された者は、編入された時から3か月以内にいずれかの国籍を選択し、又は第3項各号のいずれかに該当する時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。
- ② 第1項の規定により国籍を選択しなかった者は、同項に規定する満22歳又は2年が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。
- ③ 直系尊属が外国で永住する目的なく滞在している状態で出生した者は、兵役義務の履行に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条の規定による国籍離脱の届出をすることができる。
- 1 [略]
 - 2 兵役免除処分を受けたとき。
 - 3 第2国民役に編入されたとき。

第13条（大韓民国の国籍の選択手続）

① 複数国籍者で第12条第1項本文に規定された期間内に大韓民国の国籍を選択しようとする者は、外国の国籍を放棄し、又は法務部長官が定めるところにより、大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約し、法務部長官に大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。

② 複数国籍者で第12条第1項本文に規定された期間後に大韓民国の国籍を選択しようとする者は、外国の国籍を放棄したときに限り法務部長官に大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。ただし、第12条第3項第1号に該当する者は、その該当するに至った時から2年以内に、第1項に定める方式により大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。

③ 第1項及び第2項ただし書の規定にかかわらず、出生の時に母が子に外国の国籍を取得させる目的で外国に滞在中であったと認められる場合において、その子は、外国の国籍を放棄したときに限り、大韓民国の国籍を選択する意思を届け出ることができる。

④ 第1項から第3項までの規定による届出の受理の要件及び届出の手續その他必要な事項は、大統領令で定める。

第14条 (大韓民国の国籍の離脱要件及び手續)

① 複数国籍者で外国の国籍を選択しようとするものは、外国に住所を有するときに限り、住所を管轄する在外公館の長を経由して、法務部長官に大韓民国の国籍を離脱する意思を届け出ることができる。ただし、第12条第2項本文に規定する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者は、第2項本文に規定する期間内又は本人が第3項各号に該当するに至った時以後に限り、届け出ることができる。

② 第1項の規定により国籍離脱の届出をした

① 二重国籍者で大韓民国の国籍を選択しようとする者は、第12条第1項に規定された期間内に外国の国籍を放棄した後、法務部長官に大韓民国の国籍を選択するという意思を届け出なければならない。

② 第1項の規定による届出の受理要件及び届出の手續その他必要な事項は、大統領令で定める。

[新設]

[新設]

第14条 (大韓民国の国籍離脱の手續)

① 二重国籍者で外国の国籍を選択しようとするものは、第12条第1項に規定された期間内に、法務部長官に大韓民国の国籍を離脱する意思を届け出ることができる。ただし、同項ただし書又は同条第3項各号のいずれかに該当する者は、第1項に規定する期間内又は本人が第3項各号に該当するに至った時以後に届け出ることができる。

② 第1項の規定により国籍離脱の届出をした

者は、法務部長官が届出を受理した時に大韓
民国の国籍を喪失する。

- ③ 第1項の規定による届出及び受理の要件並
びに手続その他必要な事項は、大統領令で定
める。

者は、その届出をした時に大韓民国の国籍を
喪失する。

- ③ 第1項の規定による届出の手続その他必要
な事項は、大統領令で定める。

第14条の2（複数国籍者に対する国籍選択命令）

[新設]

- ① 法務部長官は、複数国籍者で第12条第1項
又は第2項に規定された期間内に国籍を選択
しなかった者に、1年以内にいずれかの国籍
を選択することを命じなければならない。

- ② 法務部長官は、複数国籍者で第10条第2項
又は第13条第1項若しくは同条第2項ただし
書の規定により大韓民国において外国の国籍
を行使しないことを誓約した者が、その誓約
に著しく反する行為を行ったときは、6か月
以内にいずれかの国籍を選択することを命ず
ることができる。

- ③ 第1項又は第2項の規定により国籍選択の
命令を受けた者が、大韓民国の国籍を選択し
ようとするときは、外国の国籍を放棄しなけ
ればならない。

- ④ 第1項又は第2項の規定により国籍選択の
命令を受けてもこれに従わなかった者は、当
該各項に規定する期間が経過した時に大韓民
国の国籍を喪失する。

- ⑤ 第1項及び第2項の規定による国籍選択の
手続並びに第2項の規定による誓約に著しく
反する行為の類型は、大統領令で定める。

第14条の3（大韓民国の国籍の喪失決定）

[新設]

- ① 法務部長官は、複数国籍者が次の各号のい
ずれかの事由に該当し、大韓民国の国籍を有
することが著しく不適當であると認めるとき
は、その意見を聞いて大韓民国の国籍の喪失
を決定することができる。ただし、出生によ
り大韓民国の国籍を取得した者は、この限り
でない。

- 1 国家安全保障、外交関係、国民経済等について大韓民国の国益に反する行為をしたとき。
 - 2 大韓民国の社会秩序維持に相当の支障を及ぼすものとして大統領令で定める行為をしたとき。
- ② 第1項の規定による決定を受けた者は、その決定を受けた時に大韓民国の国籍を喪失する。

第14条の4（複数国籍者に関する通報義務等）

[新設]

- ① 公務員がその職務上複数国籍者を発見したときは、遅滞なく法務部長官にその事実を通報しなければならない。
- ② 公務員がその職務上複数国籍者かどうかを確認する必要があるときは、当事者に質問をし、又は必要な資料の提出を要請することができる。
- ③ 第1項の規定による通報の手続は、大統領令で定める。

第22条（権限の委任）

[新設]

この法律に規定する法務部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を出入国管理事務所長又は出入国管理事務所出張所長に委任することができる。

(ふじわら なつと)